

「亜硝酸態窒素」が水道水質基準項目に追加されました。

水質管理目標設定項目が改正されました。

平成 26 年 4 月 1 日より施行。

1. 水質基準の改正等について

「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)の一部を改正し、亜硝酸態窒素に係る基準(0.04 mg/L)を追加するとともに、「水道法施行規則」(昭和 32 年厚生省令第 45 号、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号)及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成 9 年厚生省令第 14 号)並びに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」(昭和 46 年厚生省令第 2 号)について、それぞれ所要の改正が行われました。

表 1 亜硝酸態窒素に係る水質基準等の設定

		基準等
水質基準		0.04 mg/L 以下であること
薬品基準		0.004 mg/L 以下であること
資機材材質基準		0.004 mg/L 以下であること
給水装置 浸出性能 基準	水栓その他 末端給水用具	0.004 mg/L 以下であること
	末端以外の 給水用具又は 給水管	0.04 mg/L 以下であること
検査回数等 (水道法施行規則、建築物に おける衛生的環境の確保に 関する法律施行規則)		「硝酸態窒素及び亜硝酸態 窒素」の項目と同様

2. 水質管理目標設定項目に係る改正について

水質管理目標設定項目のうち、アンチモン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、並びに農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 2 物質(トリクロルホン及びメコプロップ)について、それぞれ目標値を見直し、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成 15 年健発第 1010004 号)が改正されました。

表 2 アンチモン、ニッケル及び農薬類の目標値の見直し

項目	現行目標値	新目標値
アンチモン及びその化合物	0.015 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
ニッケル及びその化合物	0.01 mg/L 以下 (暫定)	0.02 mg/L 以下
トリクロルホン(DEP)(殺虫剤)	0.03 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
メコプロップ(MCPP)(除草剤)	0.005 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

表 3 農薬類の目標値の設定

項目	用途	現行目標値	新目標値
オキサジクロメホン	除草剤	—	0.02 mg/L 以下
オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	—	0.1 mg/L 以下
カズサホス	殺虫剤	—	0.0006 mg/L 以下
ゲルホシネート	除草剤 植物成長 調整剤	—	0.02 mg/L 以下
ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤 殺菌剤	—	0.005 mg/L 以下 (二硫化炭素として)
チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	—	0.1 mg/L 以下
ピラクロニル	除草剤	—	0.01 mg/L 以下
フェントラザミド	除草剤	—	0.01 mg/L 以下
ベンゾピシクロン	除草剤	—	0.09 mg/L 以下
メタム(カーバム)	殺虫剤	—	0.01 mg/L 以下

< 認定・登録 >

ISO/IEC17025 認定取得機関	ASNI TE0088T
JISQ9001・ISO9001 認証取得機関	JCQA-1365
JNLA 登録試験事業者	070236JP
水道法第 20 条の 4 第 2 項検査機関登録	厚労省登録第 16 号
簡易専用水道検査機関登録	厚労省登録第 22 号
食品衛生法に基づく検査機関登録	厚労省発関厚第 0122004 号
薬事法に基づく試験検査機関登録	厚労省登録第 164 号
作業環境測定登録機関	千葉労働局 12-18 号
計量証明事業登録機関(濃度)	千葉県第 507 号
計量証明事業登録機関(音圧レベル)	千葉県第 566 号
計量証明事業登録機関(振動加速度レベル)	千葉県第 608 号
特定計量証明事業登録機関(ダイオキシン類)	千葉県特第 003 号
建築物飲料水水質検査業登録機関	千葉市 29 水第 4 号

水道水質基準が変わります

一亜硝酸態窒素が追加されました

< 各種検査の問い合わせ >

飲料水・環境検査	Tel: 043-242-5940、242-3833
食品薬品検査	Tel: 043-205-8225
簡易専用水道	Tel: 043-203-1066
製品安全検査	Tel: 043-295-2017

< 交 通 > (本部・環境検査・簡易専用水道)



〒260-0024 千葉市中央区中央港 1 丁目 12 番 11 号
 JR 千葉駅より千葉都市モノレール「千葉みなと駅」から徒歩 7 分
 JR 京葉線千葉みなと駅から徒歩 7 分



(食品薬品部・緑の森研究所)



〒267-0056 千葉市緑区大野台 2 丁目 3 番 36
 JR 外房線土気駅よりタクシー 10 分
 お車の場合、千葉外房有料道路大木戸インターチェンジ下車 2 分



一般財団法人
千葉県薬剤師会検査センター

<http://www.chiba-kensacenter.or.jp/>